

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成26年6月24日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

3 出席者

(1) 委員

荒井美佐子 奥村秀定 加藤道代 小林正
鈴木俊博 高橋春男 土佐昭一郎 畑中良彦
沼倉良郎 三村義幸 山口浩徳 渡邊純一

(2) 事務局等

高橋事務局長 竹内首席家裁調査官 大山首席書記官 宮城事務局次長
大友総務課長 伊藤総務課課長補佐

4 議事

（以下、■は委員長，●は委員，○は説明者の発言）

(1) 委員の紹介

(2) 本日のテーマ「家事事件における子の立場と家事事件手続法の下での家庭裁判所の取組」に関し，家庭裁判所から説明

(3) 意見交換概要

別紙のとおり

(4) 次回テーマ

■： 次回テーマにつき，御意見があればいただきたい。

●： 家庭裁判所の機能を広く理解してもらうために広報をテーマにし，アンケートを活用する等し，家裁利用者の感想や要望を踏まえた検討をしてみてはどうか。

●： 親権喪失，親権停止事件の概況などをテーマにしてみてはどうか。

■： 次回テーマにつき，その他にも希望等があれば，7月31日までに総務課課長補佐までお知らせ願いたい。その後，裁判所で検討した上，次回テーマを決定し，お知らせする。

●： 異議なし。

(5) 次回期日

平成26年11月28日（金）午後1時30分

- ： 今回のテーマについて御意見，御感想をいただきたい。
- ： 面会交流の話になるが，子供の心の安定，成長のためには，両親の存在が非常に重要である。特に小さな子供の場合，片方の親が急にいなくなると，自分のせいで両親の仲が悪くなり，出ていったのではないかという罪悪感を持って育つことになる。3歳以上の子供になると，家族が欠けているという気持ちや寂しさを一人で抱えてしまうことがある。そのため，他の養育者にも愛されている気持ちが非常に重要となる。そのためには，面会交流の調停成立率が，今以上に高くなれば良いと思う。
- ： 家庭裁判所が，子供の意思と子供の利益というキーワードで丁寧に調停，調査を行っていることがよく分かった。また，子供の面接についても，愛着研究の過程で生まれた新奇場面法を取り入れて行っている等，感心した。ただ，子供の意思の確認については，意思表示ができる年齢になったとしても，子供が親を選ぶ作業自体が虐待になり得る可能性がある。一方を選ぶことは，他方を捨てることにつながり，子供は，この過程で罪悪感を持つ。そのため，子供の意思を確認する場合，ストレートに聞くのではなく，自然に発する言葉を拾っていくことが重要である。その点，家庭裁判所では，子供の面接等，大変良くできているように感じるが，調査官が，そのような技術をきちんと勉強し，担保していくことが重要ではないだろうか。

性的虐待を受けた子供に対する面接法にR I F C R (リフカー)というものがある。これは，様々な環境を整えた上，警察，裁判所，児相，教育機関等が重ねて面接をすることがないように，また，子供の負担が最小限になることを目的にアメリカで開発されたものである。日本にはまだまだ浸透していないが，このような技術がさらに普及していけば良いと思う。今回の説明では，子供の意思，子供の利益というキーワードが使われていたが，突き詰めれば子供の人権の問題につながってくると思う。子供は絶対的弱者であり，裁判所や民間団体が丁寧に関わること，また，国が子供の人権をきちんと保障する態勢を築いていくことが重要である。私が関係した事例では，調停や裁判で子供を巡る争いを繰り返した後，母が自死した事例があった。このように，大人の都合が優先する争いが避けられない事態もあることから，複数の機関が連携し，親への教育，例えば，両親が調停を受ける際に子供の成長，発達の基礎知識等，心理的教育を受けるようなプログラムが実現できたら良いと思う。
- ： 子供の調査では，子供に調査の趣旨を分かりやすく伝えたり，子供が責任や罪悪感を抱え込んだりすることがないように配慮している。また，親への心理，教育的な働きかけとしては，調査結果をフィードバックする際，両親に子供の状況や意向を丁寧に説明したり，最高裁判所が作成した当事者説明用のDVDを活用したりして，子供の意思，子供の利益についての理解を促すようにしている。
- ： 弁護士は，当事者いずれかの代理人の立場で関与するため，子供の利益も当然考えるが，当事者の利益を全面に押し出さざるを得ない場合もある。私も夫婦が子供を巡って争った事例に関わったが，その事例では，調停と裁判で調査官の調査が行われ，調停段階での調査では，子供を育てている親と同席での意向調査が行われていたため，裁判段階での調査の際は，調査官に子供単独で意向聴取してほしいと頼んだのだが，

それでも、子供は、自分を育てている親の影響を圧倒的に強く受けると感じた。そのため、一方が他方の悪口を子供に伝えると、それが子供にとっても大きな影響を与えることになる。私も、先程の話に出てきた親への教育が重要だと感じているが、それをどこの機関が担うかは難しい問題であろう。

また、最近、子供の手続代理人制度が法律に定められて新設されたが、この制度の背景には、子供の利益や子供の意思を代理するとすれば、直接の代理しかないという発想がある。実際に利用された話はなかなか聞かないが、その理由としては、弁護士自身が子供の代理をすることに自信を持っていないことや、費用負担の問題などがあるのではないか。

調停については、双方が納得して成立する手続なので、成立率については、半分程度の割合でも良いのではないだろうか。

- ： 家庭裁判所が、離婚や子供の問題に心を砕いて取り組んでいることがよく分かった。女性の経営者や会社員と関わるが多いが、調停を行うのは仕事や収入がある女性で、まして、家庭でDVの問題が起きているような場合、一刻も早くその場から離れたい、立ち去りたいという気持ちから、調停を申し立てる前に離婚をしてしまうというのをよく見聞きする。女性が一人で働き、子供を育て、様々な問題を背負って苦しむことは社会の大きな問題であり、調停で離婚や養育費の話合いができる人たちは、まだ恵まれた方なのかもしれないと感じた。また、今回の説明の中では、子供の発達や発育の状況に応じ、心情や意思も変わっていくということを考えると、それを判断することは非常に難しいことだと感じた。また、裁判や調停になった場合や、親が再婚した場合等、そういった出来事が子供にどのような影響を与えるのかも気がかりに感じた。
- ： 面会交流の話に関連するが、児童相談所では、児童虐待防止法に基づき、児童相談所長の権限で親子の面会通信を制限する措置がある。宮城県では、昨年2件の事例があった。当該措置は、子供の意思や親の状況等を総合的に判断して決定するが、虐待がある場合、子供は、親に会いたくないと言ったら叱られるのではないかと考え、本心を表に出さないこともあり得るため、児童相談所でも、かなり気を遣い、配慮した判断を行っている。また、児童相談所が子供に対し、当該措置の判断理由を説明するような場合、子供の年齢や生育過程、子供に与える影響を考慮して対応するようにしており、暴力、育児放棄を受けた小学生の事例では、かみ砕いた表現で説明したり、性的虐待を受けた高校生の事例では、養育者の行為を虐待と判断した理由や、面会通信を制限する制度について、詳しく説明を行ったりする等、ケースバイケースで工夫している。
- ： 本人に代わって誰かが物事を解決する手法というのは、やはり、本来的ではなく、自分のことは自分で決めることが大事だと思う。調停の話聞き、当事者が援助付きであったとしても、子供の利益、子供の意思を尊重し、問題を解決していける仕組みが家庭裁判所にあることは、社会にとって非常に大切だと感じた。
- ： 私は、不登校や高校を中退した子供達の支援をしているが、その中にも一人親の家庭が相当数存在している。面会交流の話になるが、両親の離婚後も、離れて暮らす親と積極的に交流している子供達は、非常に心が安定しているように感じる。一方、交

流がない子供達は、気持ちが不安定だったり、将来に対する不安が強かったり、また、不登校になっているということもあるが、発達の遅れや幼さを感じたりすることが多い。また、家族や家庭内におけるアイデンティティがなかなか育たないようにも感じている。先ほどの話に出ていたが、親が子供の成長や発達に関する理解を深めること、また、将来の進路設計などにつき、支援の仕方を勉強する機会を持つことは、非常に重要だと思う。そうでないと、調停をしている時は、子供の利益や未来に目が向いていても、将来にわたってそういう姿勢を継続することが難しくなるのではないか。また、年齢が小さいときに離婚調停をした場合、子供が18歳になるまでや大学に入るまでといった大きい枠組みの中で話が進んでいくため、先々の生活に不安を感じる若者も多いようである。そのため、そのような部分をサポートする仕組みができればいいように思う。また、とにかく離婚し、子供を離したい、教育環境を変えたいという母親が非常に多いため、そのような親に対し、調停が身近に利用できる制度であることを周知できれば、子供の将来にわたった利益を考えた、新しい離婚の在り方ができていくのではないだろうか。

- ： 小児科的には3歳までに母子関係の愛着が形成されると言われているが、両親の都合で母から離れ、祖母に育てられることになったような場合、子供にとって現在の養育者は祖母になる。その際、子供がそれをまた失ってしまうと考えた場合、祖母には何も言えない、良い子でいようという気持ちが働くが、そのような心情は普段は押さえられているため、表には出てこない。このような心情は、病気や怪我等、何かがあった時に表に出てくるため、表面的にうまくいっている様子を見て、実態が見えなくなることもあり得る。そのため、調査官は、夜泣きだったり、子供の仕草や発言だったり、些細なことでも見逃さぬよう、周囲の話をよく聞くようにする必要があったと感じた。
- ： 今回の説明では、3つの事例の紹介があったが、現実には裁判所の手続終了後にも長く尾を引く、一筋縄ではいかないケースが多いのではないかと。家庭裁判所の子供の意思と利益を総合的に判断する姿勢はもっともだと思うが、それをどのように実行していくかというのは非常に難しい問題である。また、その時点でベストと思われる判断や選択が、その後もベストで有り続けるかどうかというのも難しい問題である。そういう意味では、家庭裁判所は、その時点でベストを尽くすことに尽きるのかもしれないが、家庭裁判所の判断を基点として、その後、子供たちの環境を保証し、成長を見守り、フォローし続ける受け皿ができないものだろうかと感じた。そのため、家庭裁判所が判断した後についても、行政機関及び民間団体を含めて意見交換をする場であったり、あるいは、相互に協力し合ったりする関係を構築するようなことが望ましいのではないかと。また、昨年1月、家事審判法から家事事件手続法に切り替わったことで、家庭裁判所のスタンスや審判、調停等の手続について、なにがしかの変化があったのか伺いたい。
- ： 面会交流については、裁判所で試行までこぎつけても、当事者が任意で実施できるようになるまで、非常に困難な道のりがある。裁判所としても、努力を続けているが、今後、行政機関のサービスや援助機関の増加が期待される場所である。
家事事件手続法施行を受け、職員の意識や手続そのものにも随分と変化が生じたと

感じている。昨今、当事者の法律知識の増加やインターネットの普及により、手続の公平性、透明性が強く求められるようになってきているが、裁判所でも当事者への説明や書面の開示等、時代の要請に叶った対応ができるようにしている。

- ： 子の利益を考える場合、権利関係やサポートしてくれる他の家族の存在等、ポジティブな面のみならず、当事者の情緒不安定、暴力傾向や性的虐待の有無等、ネガティブな面に関する判断も重要であるが、そのような事実を認定することはなかなか難しい。昨今、警察がDVや子供の虐待等の対応を進めているが、検察庁としても裁判所に何か協力できることがあれば検討したいと考えている。
- ： 子供の自己決定と環境調整の利益は、一致することが望ましいが、背反する可能性もあり得るため、改めて家庭裁判所の実務の難しさを実感した。子供は、年齢と共に言語が発達するが、その一方で言わなくなる、言えなくなるということもある。紹介事例の中であったように、昔の友達と会いたいが、それを伝えると母親を苦しめる、こういったことが子供の中で複雑に起こっており、年齢が上がれば、単純にいろいろできるということにはならない。そういう意味で、調査官が、安心、安全な場所を確保し、丁寧に話を聞くことは子供にとって何よりありがたいことだと思う。離婚は、紛争、闘争、戦いという要素があるため、そのような状況で子供の立場を優しく見つめ直すことは難しい。離婚は、当事者が自分の人生に決着を付け、これからどう生きるのかを考えるタイミングになる。その際に「あなたが子供を引き取ると言っているのは、相手に勝つためではないですよね。」、「子供を引き取ることで、良い親になりたいと思っっているのですよね。」ということ伝えることが必要であり、このようなタイミングこそ親教育が必要になるのかもしれない。

アメリカでは、コペアレンティングという概念が良く使われる。これは、離婚した両親が子供をどのように育てていくかという概念で、もともと福祉領域で使われていた概念である。しかし、昨今は、核家族の夫婦、祖母と母親、レズビアンカップル、ゲイカップル、養親、里親等、複数人の養育者が、どのように共同して子育てをするかという概念になっている。離婚後、思うような生活が営めていない人は、そのような境遇を離婚や別れた相手のせいにし、また、面会交流のやり方やしつけの方法等にも不満を募らせがちで、それを子供に向かって吐き出すことがあるが、これは子供に非常に悪い影響を与える。そのため、このような問題についても、子供を引き取るきっかけの部分からきちんと働きかけて対応することが必要だと感じる。また、家庭裁判所の判断基準の一つにもなっている愛着については、生涯発達心理学の中では、生涯をかけて形成していくものと言われているため、この点についても、親に対し、子供を引き取って育てていくということは、今、愛着があるからいいということではなく、生涯をかけて子供と形成していくものだということを伝えることが重要である。また、面会交流についても、思春期であれば、娘が父親を嫌がること等、普通にあり得るため、その事実をもって二度と面会交流ができないと思ひ込んだり、父と会わせてはいけないと考えたりするのではない等、当事者に理解を促し、いろいろ調整していくことが重要だと感じた。